

ス第1383号
令和6年7月11日

公益財団法人 神奈川県スポーツ協会加盟団体の長 様

神奈川県知事
(公印省略)

令和6年度神奈川県スポーツ功労者表彰に係る候補者の推薦について (依頼)

本県のスポーツ振興につきましては、日ごろ格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、「神奈川県スポーツ功労者表彰要綱」に基づき実施します。別記「候補者及び候補団体を推薦する際の留意事項」を参照の上、同要綱の定める別紙様式により、貴団体における候補者及び団体を推薦して下さるようお願いいたします。

なお、表彰候補者の公表は、当方から選考結果を通知するまで差し控えるよう御配慮ください。

1 提出期限 令和6年9月12日(木)必着

2 表彰候補者の推薦人数等

- | | |
|----------|-----|
| (1) 個人の部 | 1人 |
| (2) 団体の部 | 1団体 |

※ 今年度の表彰式は、神奈川県立総合教育センター 講堂 (藤沢市善行) に於いて、令和7年1月11日 (土) の開催を予定しています。

問合せ先

文化スポーツ観光局スポーツ課

競技スポーツグループ 宮永、河邊

電話 045-285-0797 (直)

ファクシミリ 045-662-5557

メール kyogi-sports@pref.kanagawa.lg.jp

＜候補者及び候補団体を推薦する際の留意事項＞

神奈川県スポーツ功労者表彰の候補者及び団体を推薦する場合は、神奈川県スポーツ功労者表彰要綱による「表彰候補者の推薦基準」に基づき、次の事項に御留意ください。

1 候補者選考の留意事項

(1) 次の者は推薦をしないでください。

ア 個人の部

- ・ 現職の県職員（事務職員、警察官、教員など）及び現職の公立学校教員（教科を問わず）
- ・ 行っている体育・スポーツ活動が営利目的である者（道場、民間スポーツクラブ経営者等）
- ・ スポーツ推進（体育指導）委員としての活動が主な功績の者

イ 団体の部

- ・ 市区町村体育（スポーツ）協会

※ 推薦団体は自団体を推薦することはできません。

(2) 現職の教員以外の市町村職員を推薦する場合は、推薦前に御連絡ください。 推薦可能であるか事前に調整を行います。

(3) 現役でスポーツ関係団体役員（会長、副会長、理事長、理事、顧問、参与、名誉会長等）として活動している者が対象です。

* スポーツ関係団体とは以下の団体とします。（詳細については、事前に御連絡ください。）

県市区町村体育（スポーツ）協会、県市区町村体育（スポーツ）協会加盟競技団体、県市区町村レクリエーション協会、県市区町村レクリエーション協会加盟レクリエーション団体、県市区町村スポーツ少年団、地区体育振興会、地区スポーツ指導者協議会、障がい者スポーツ関係団体 等

(4) 候補者と推薦団体との関係については、以下を参考にしてください。

種目等	所属団体	居住地	推薦団体
A	県A連盟	県内B市	県A連盟
A	県内B市A協会	県内B市	B市（教育委員会）
A	県内C市A連盟	東京都D市	C市（教育委員会）
A	都D市A協会	県内C市	対象外
A	県A連盟及び 県内B市A協会	県内B市	県A連盟、B市（教育委員会）

2 提出書類

(1) 個人の部

推薦書（第1号様式）……………1部

功績調書（第2号様式）……………1部

略歴書（第3号様式）……………1部

(2) 団体の部

推薦書（第1号様式）……………1部

功績調書（第4号様式）……………1部

3 推薦書（第1号様式）作成上の留意事項

(1) 氏名は、略字等は使用せず、正しい文字で記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。

4 神奈川県スポーツ功労者表彰候補者功績調書（個人の部）（第2号様式）記載上の留意事項

(1) 調書作成者は、問い合わせに対応できる者を担当者とし、必ず連絡先も記載してください。

(2) 氏名は、略字等は使用せず、正しい文字で記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。

- (3) 年齢は、令和7年1月11日（表彰日）時点としてください。
- (4) 無職の方は、職歴（役職まで）を必ず記載してください。
- (5) 現在の団体役職名は、団体の種類にかかわらず、理事職以上の役職をすべて記載してください。
- (6) 功績事項、略歴書をもとに箇条書きで記載してください。
- (7) 過去の受賞歴、表彰名、表彰者とも正式名称を記載し、種別も記載してください。

5 神奈川県スポーツ功労者表彰候補者略歴書（個人の部）（第3号様式）記載上の留意事項

- (1) 役職歴は、団体の種類にかかわらず、理事職以上の役職経験をすべて記載してください。
- (2) 指導歴は、推薦事由となるスポーツの指導期間及びその期間の主な成績について記載してください。
- (3) 団体規模は、候補者が現在活動している団体のうち、主たる団体の昨年度の状況について記載してください。
- (4) 次の資料を添付してください。

- ・ 功績事項の活動状況を示す参考資料
- ・ 役職歴を示す資料（調書に記載した全期間の役員名簿等の写し）
- ・ スポーツ推進（振興）審議会委員歴がある場合は、在任期間すべての委員名簿の写し

6 神奈川県スポーツ功労者表彰候補者功績調書（団体の部）（第4号様式）記載上の留意事項

- (1) 調書作成者は、問い合わせに対応できる者を担当者とし、必ず連絡先も記載してください。
- (2) 構成は、次を参考に、該当する方に記載してください。
 - ・ スポーツクラブ：〇〇クラブ、△△愛好会などのようにスポーツ愛好者が集い、集団として実際にスポーツ活動を継続して行っている団体（活動体）
 - ・ スポーツクラブ以外：△△地区体育振興会、〇〇会社職場スポーツ振興会などのように、複数のスポーツクラブやスポーツ指導者等を組織化した統括上部団体（組織体）。ただし、〇〇市区町村体育（スポーツ）協会は除く。
- (3) 事業については、次のとおりです。
 - ・ 該当する事業がない場合は、斜線又は横線を記載してください。
 - ・ 延参加者数は、年間の延べ人数を記載してください。
 - ・ ①主催事業は、地域住民等に向けて実施した事業（スポーツ教室等以外）が対象です。
 - ・ ②主管事業は、市町村等が主催する事業のうち実際に運営等を行う事業が対象です。
 - ・ ③対外行事への参加は、市町村や他の団体等が主催する事業に対し、役員や会員を派遣する事業が対象です。
 - ・ ④スポーツ教室等の開設は、団体内部・外部を問わず主催したものについて記載してください。
- (4) 次の資料を添付してください。

- ・ 最新の団体の会則（規則）及び組織機構図
- ・ 活動状況を示す資料（年間活動計画、行事のプログラム、参加者数の入った活動報告等）

7 その他

- (1) 各様式の電子データを御希望の場合は、件名「神奈川県スポーツ功労者表彰様式」とし、団体名・御担当者名を明記の上、次の競技スポーツグループのメールアドレスへ御連絡ください。
kyogi-sports@pref.kanagawa.lg.jp ※電子データによる作成に御協力ください。
- (2) 書類は、A4判縦長、横書きで作成し、クリップ留めをしてください。（ホチキス不可）
- (3) 該当がない場合も、推薦書（第1号様式）に「該当なし」と記載し、必ず回答してください。
- (4) 原則として提出期限を過ぎたものについては、受領できません。何かございましたら事前に御連絡ください。

8 提出期限及び提出先

令和6年9月12日（木）必着
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ

神奈川県スポーツ功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、表彰の取扱いに関する規程(昭和41年神奈川県訓令第7号)第3条第2項に基づき、地域及び職域における体育及びスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本県体育及びスポーツの振興に功績のあった個人及び団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 表彰の候補者としてすることができる個人及び団体(以下「表彰候補者」という。)の基準は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)個人

ア 地域又は職域において、体育又はスポーツの普及又は奨励のための企画又は指導に引き続いて10年以上尽力している者。(公務員であってその職務としてスポーツの指導に当たっている者を除く。)

イ 表彰日現在で満45歳以上であること。

ウ 過去において、主として体育又はスポーツに関する貢献により国又は県の表彰を受けていないこと。

なお、アの規定にかかわらず、職域における体育又はスポーツの振興に功績のある者については、職域のみならず地域社会の体育又はスポーツの振興にも貢献している者とする。

(2)団体

ア 推薦する団体が「スポーツクラブ」の場合

(ア) 地域又は職域において、体育又はスポーツに係る活動を行っているスポーツクラブであること。

(イ) クラブの会員数が10人以上であること。

(ウ) クラブの活動と運営が、定期的かつ組織的に行われていること。(活動日数は、週1回、年50回程度とする。)

(エ) クラブの活動が、その地域又は職場のスポーツ振興に貢献していること。

(オ) 10年以上の活動実績を有し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

イ 推薦する団体が「スポーツクラブ以外」の場合

(ア) 地域又は職域において、体育又はスポーツに係る活動を行っている団体であること。

(イ) 当該団体の活動と運営が、定期的かつ組織的に行われていること。

(ウ) 当該団体の活動が、その属する地域又は職場のスポーツ振興に貢献していること。

(エ) 当該団体の活動が、団体の属する地域又は職場のスポーツ振興に貢献していること。

(オ) 10年以上の活動実績を有し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の期日において次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の候補者としてできない。

(1) 道場、スポーツクラブ等民営施設を経営し、その活動を営業目的又は宣伝に利用しているもの。

(2) その他表彰することが不相当と認められるもの。

(表彰候補者の推薦)

第3条 知事は、市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項に基づき、スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長)並びに体育及びスポーツ関係団体に表彰候補者の推薦を求めることができる。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、推薦に基づかず表彰の候補者を決定することができる。

3 推薦書の様式は、次表のとおりとする。

区 分	提出書類	様 式
個人の部	推 薦 書	第 1 号様式
	功績調書	第 2 号様式
	略 歴 書	第 3 号様式
団体の部	推 薦 書	第 1 号様式
	功績調書	第 4 号様式

(被表彰者の選考)

第 4 条 知事は、神奈川県スポーツ功労者表彰審査委員会を開催し、その意見を徴したうえで被表彰者の選考を行う。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は、毎年一定の時期を定めて行う。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 神奈川県体育功労者表彰要綱(平成 12 年 9 月 26 日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。